

議案第 2 号

羽曳野市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、羽曳野市道路線を別紙のとおり廃止する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

整理番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
01011	学園前西浦線	河原城962番地先から	駒ヶ谷89－2番地先まで	
15044	高鷲44号線	高鷲5丁目344－1番地先から	高鷲6丁目381－1番地先まで	

廃止路線 INDEX

[illegible]



























